

10月27日（水）公 布



平成22年10月
内閣府（防災担当）

「平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成22年9月4日から9日にかけて、台風9号及び熱帯低気圧の影響により、各地で大雨となり、とりわけ神奈川県、静岡県で農地等に甚大な被害をもたらしました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

本日（10月22日（金））の閣議において、以下のとおり、いわゆる早期局地激甚災害の指定を行う政令を決定しました。

I 政令の概要

本政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、平成22年9月4日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨について、激甚災害の指定を行うものです。神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町を具体的な対象区域とし、法第5条及び第24条第2項から第4項までの措置を適用すべき措置として指定いたします。

II 適用すべき措置の概要

（1）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行います（83%→92%（農地、過去5ヶ年間の実績））。

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項から第4項まで）

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

Ⅲ 適用対象地域

市町村	査定見込額
神奈川県 山北町	1. 95億円
静岡県 小山町	6. 48億円

※ 農地等の局地激甚災害指定基準は、市町村内の農地等の災害復旧事業の査定事業費＞農業所得推定額×10%（年度末に1年間の災害をまとめて指定）。

この査定見込額から見て上記を超えることが明らかな災害（局地指定基準の2倍）については災害の都度指定（早期局激）。

政令第二百二十号

平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十二年台風第九号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。